

○行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について

平成6年9月30日建設省河政発53 建設省河治発73
建設省河開発118 建設省河砂発50

各地方建設局河川部長	} あて	建設省河川局水政課長	} 通達
北海道開発局建設部長		建設省河川局治水課長	
沖縄総合事務局建設部長		建設省河川局開発課長	
各都道府県土木主管部長		建設省河川局砂防部砂防課長	

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「本法」という。）の施行及びその施行に伴う河川法等における処分基準の策定等については、行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日建設省河政発第52号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達。以下単に「局長通達」という。）により通達したところであるが、局長通達所掲の法令及び河川局所管の他の法令の運用に当たっては、以下の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、速やかに関係事項を貴管下市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(1) 第20条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）関係

局長通達5(1)①の「具体的な計画」とは、例えば、いわゆる指定区間外の一級河川における河川工事の実施に関する計画である「改修計画」、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものであること。

(2) 第23条（河川の流水の占用の許可）関係

(1) 局長通達五1(2)の①の審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。

(2) 局長通達五1(2)の②の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

② 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。

③ 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。

④ 他の水利使用、漁業等の調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意

を得ておくことが望ましいこと。

(3) 局長通達五 1 (2) の③の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 取水予定量が、基準渇水流量（10年に 1 回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。
- ② 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準（案）」を参考とすること。

(4) 局長通達五 1 (2) の④の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。
- ② 局長通達五 1 (2) ④の「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨場の崩落による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。

(3) 第26条第 1 項（工作物の新築等の許可）関係

局長通達五 1 (5) の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。

(1) 河川区域内の土地における工作物の除却について

工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。

(2) 埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について

- ① 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。
- ② 著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと。
- ③ 河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む。）が大きくなること。
- ④ 河川への津波の進入を助長しないこと。
- ⑤ 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

(4) 第27条第 1 項（土地の掘削等の許可）関係

局長通達五 1 (6) ①の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(0) 掘削及び切土

- ① 掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。
- ② 掘削又は切土を行う個所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。
- ③ 局所的な個所において実施する場合は、当該個所において流水の乱れを生じないように施行すること。

(2) 盛土

- ① 上下流を含む盛土の行われる個所における流下能力の低下をもたらさないこと。
- ② 当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。

③ 盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。

(3) 竹土木の栽植

竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準（案）」（昭和58年12月1日建設省河川局長通達）及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン（案）」（平成5年11月10日）によるものとする。

(4) 竹木の伐採

竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成6年7月8日建設省河川局長通達）及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成6年7月8日建設省河川局水政課長、治水課長通達）によるものとする。

(5) 第28条第1項（竹木の流送等の制限等）関係

局長通達五1(7)の運用に当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和45年10月7日建設省河川局水政課長通達）記第一及び第二により審査すること。

(6) 第29条第1項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）関係

局長通達五1(8)の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第16条の八第1項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。

- ① 堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。
- ② 堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。
- ③ 排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。
- ④ 汚物若しくは廃物を投棄しないこと。

(7) 第30条第1項（許可工作物の完成）関係

局長通達五1(9)の運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 河川管理施設と効用を兼ねる施設について

- ① 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。
- ② 観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じた的確に作動すること。

(2) 堤防を開削して設置される工作物について

開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。

(8) 第34条第1項（権利譲渡の承認）関係

局長通達五1(11)の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第23条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占有の権利を上水道のための流水の占有の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができるものと認められる者である場合に承認することができるものであること。

(9) 第55条第1項（河川保全区域における行為の許可）

局長通達五1(12)の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 掘削及び切土について

イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。

② 盛土について

イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。

ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

(2) 工作物の新築又は改築について

① 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

② 基盤漏水の原因とならないものであること。

③ 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

(10) 第57条第1項（河川予定地における行為の許可）

局長通達五1(13)の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 土地を利用するための形状の変更については、原則として認めないこと。

② 土石等の採取のための形状の変更については、河川工事の施行に支障がないこと。

(2) 工作物の新築又は改築について

河川予定地の指定の日において当該河川予定地内の工作物を居住、利用等に供している者又はその一般承継人が、当該工作物について、河川工事に着手するまでに除却することが確実な仮設物等を増築等する場合に限り、認められるものであること。

2 砂防法（明治30年法律第29号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(1) 第四条第一項（砂防指定地内における一定行為の制限）関係

(1) 局長通達五2(1)(1)①の「砂防指定地の指定理由及び現状」とは、「砂防指定地指定要綱」（平成元年9月12日建設省河川局長通達）第二をいうものであり、具体的には以下に掲げるものをいうものであること。

- ① 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
- ② 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ③ 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び火山麓地
- ④ 土石流危険溪流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ⑤ 地すべり防止区域で治水上砂防のため、溪流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
- ⑥ 開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
- ⑦ その他、公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

(2) 局長通達五2(1)(1)の「治水上砂防」とは、おおむね次のような内容をいうものであること。

土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ、また、溪床や溪岸が流水により縦横浸食を起こすことによって絶えず行われており、これにより生産された土砂も不断に下流の河川へと流送され、あるいは台風や梅雨等による異常降雨時には土石流等となって莫大な量の土砂を流出させる。これら土砂の生産及び流出は、河状を常に変化させ、また、河床上昇等の現象を生じさせ、水害の主要な原因を形成するとともに、土石流等による生命、身体、財産等への被害を引き起こす土砂災害を生ぜしめる。

このような土砂の生産を抑制し、流送土砂を扞止調整することによって災害を防止することが「治水上砂防」とされているものであること。

(3) 局長通達五2(1)(1)①の「技術的基準」とは、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」（昭和49年4月19日建設省河川局砂防課長通達）等を指すものであること。

なお、この基準は全国レベルの標準的な基準を定めたものであり、この基準のⅠ（総説）2及び3に定めてあるとおり、必要に応じ、個別の基準を定めることも可能であること。

また、個々の申請の内容によっては、この基準を原則としつつも、当該砂防指定地の現状を考慮して運用することが可能であること。

(4) 局長通達五 2 (2)の標準処理期間については、「砂防指定地内の行為の許可について」(昭和44年 3 月 7 日建設省河川局砂防部長通達)に係る事案は、処分件数が極めて少数であり、かつ内容が定型化されていないため、標準処理期間の策定の対象としていないものであること。

二 不利益処分に係る行政手続法の運用に当たっての留意事項について

1 不利益処分に係る処分基準を運用するに当たっては、以下の手順により行うものであること。

- ① 法令上の要件に該当する事実について、その内容を把握し、確認すること。
- ② 確認した内容について、河川管理上の支障の有無及びその程度など、法令の趣旨に沿って支障の有無及び支障がある場合にはその程度を把握すること。
- ③ ②により支障がある場合には、その程度に応じた対応策を検討すること。
- ④ ③の検討による対応策について、必要と判断される具体的な処分の内容を確定すること。

2 不利益処分について、行政手続法第三章第二節の定めるところにより行う聴聞の手続に関しては、地方建設局長が行うこととされている処分に係る聴聞の手続は「建設省聴聞手続規則」(平成 6 年建設省令第24号)によるものとする。

また、都道府県知事又は市町村長が行うこととされている処分に係る聴聞の手続は、総務庁より通知された「聴聞の運用のための具体的措置について」又は当該通知に基づき各地方公共団体において設けられた聴聞規則等によること。

三 建設省河川局の所管する法令(他省庁と共管のものを含む。)のうち、局長通達の審査基準等の策定を要する処分について

建設省河川局の所管する法令(他省庁と共管のものを含む。)のうち、申請に対する処分並びに当該処分の行政手続法における適用除外規定の適用関係及び既存の審査基準については(別紙 1)のとおりであり、また、不利益処分並びに当該処分の行政手続法における適用除外規定の適用関係及び既存の処分基準については(別紙 2)のとおりであるので、行政手続法の運用に当たって参考とされたいこと。

(別紙1) 建設省河川局の所管する法令(他省庁と共管の法令を含む。)における申請に対する処分一覧

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	4①	砂防指定地内における一定行為の禁止・制限		「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。)記五2(1)(1)及び「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達)、記-2(1)から(3)
2	4②	砂防指定地内における一定行為の禁止・制限		局長通達記五2(2)

(2) 運河法(大正2年法律第16号)

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	1	運河開設の免許		なし
2	2	工事設計の認可		なし
-	4①	他の公共物の造設との間の争いの解決(知事)	3①(12)	
-	4②	他の公共物の造設との間の争いの解決(訴願)	3①(15)	
3	6	運送開始の許可		なし
4	7①	運河使用規程の認可		なし
5	7③	運航停止の許可		なし
6	10	運河及び附属物件の譲渡又は担保の許可		なし
-	15②	免許効力消滅後の運河買収価格の決定	3①(12)	
-	16②	免許年限満了前の運河買収価格の決定	3①(12)	
-	19②	同一路線の免許者の行う運河買収価格の決定	3①(12)	

(3) 運河法施行規則（大正2年内務省令第17号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	13	工事設計認可申請期限の伸長の許可		なし
2	14	工事の着手又は竣功の期限の伸長の認可		なし
3	16	運航停止の制限		なし

(4) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	2①	公有水面埋立の免許		法第4条、令第3条及び第7条、規則第5条及び第6条、「行政手続法の施行に伴う公有水面埋立法における処分の審査基準等について」（平成6年9月30日運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達。以下この表において「課長通達」という。）記1. 1
—	6③	水面権利者に対する補償の裁定	3①12	
2	13の2①	出願事項の変更の許可		法第4条第1項及び第2項、令第7条、規則第5条及び第6条、課長通達記1. 2
3	14①	他人の土地に対する立入等に関する許可		法第14条第1項、令第21条
4	14④	他人の土地に対する立入等に関する許可		法第14条第1項、令第21条
5	16①	埋立権の譲渡の許可		課長通達記1. 3
6	22①	竣工認可		なし
7	23但	竣工認可告示前の埋立地使用の許可		令第26条、課長通達記1. 4
8	27①	埋立地に関する処分の許可		法第27条第2項、課長通達記1. 5
9	29①	埋立地の用途変更の許可		法第29条第2項
10	34①但	失効した免許の効力復活		なし
11	35①但	免許失効の場合の原状回復義務の免除		なし
12	36	無免許の埋立に対する原状回復義務の免除		なし

－	42①	国の行う埋立に係る知事の承認	4①	
－	42③	水面権利者に対する補償の裁定等	4①	
－	43	国の埋立地の公共団地への帰属	4①	
－	47①	主務大臣の認可	4①	

(5) 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	8 但	免許告示後における損害補償又は損害防止施設の設置請求可能な水面利用施設の設置許可		なし
－	1 1	都道府県知事に対する裁定の申請	3①(12)	

(6) 海岸法（昭和31年法律第101号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	6②	直轄工事における主務大臣による権限の代行		法第7条第2項、第8条第2項、第14条、「海岸法の施行について」（昭和31年11月10日農林事務次官、運輸事務次官及び建設事務次官通達。以下この表において「次官通達」という。）記第四1から4まで、第六1及び2 「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について」（平成6年9月29日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記1
2	7①	海岸保全区域の占用の許可		法第7条第2項、次官通達記第四1から3まで、局長通達1 「行政手続法の施行に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について」（平成6年9月29日農水省構造改善局長、水産庁長官、運輸省港湾局長、建設省河川局長通達。以下この表において「長官通達」という。）記三(1)
3	8①	海岸保全区域内の行為の許可		法第8条第2項、次官通達記第四4、局長通達1、長官通達記三(2)
4	13①	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認		法第14条、次官通達第六1及び2、局長通達記1、長官通達記三(3)
－	27②	海岸管理者の工事施行に対する大臣の承認	4①	

－	39①	審査請求	3①(15)	
－	39の2①	裁定の申請	3①(12)	

(7) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	13	ダム使用権設定前の多目的ダムの利用の許可		「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記五4(1)(1)
2	15①	ダム使用権の設定		法第15条第2項
3	22	ダム使用権の処分に係る許可		局長通達五4(2)(1)

(8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	10②	直轄工事における主務大臣による権限の代行		法第18条第1項及び第2項、令第4条及び第5条、「地すべり等防止法の施行について」（昭和33年5月27日農林事務次官及び建設事務次官通達。以下この表において「次官通達」という。）第七及び第八
2	11①	知事等以外の者の施行する工事の承認		次官通達第七 「行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について」（平成6年9月28日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記1(1)、「行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について」（平成6年9月28日農水省構造改善局長、林野庁長官、河川局長通達。以下この表において長官通達という。）記3(1)イ
3	18①	地すべり防止区域内の行為の許可		法第18条第1項及び第2項、令第4条及び第5条、次官通達第八、局長通達記1(1)、長官通達3(1)イ
－	24③	関連事業計画の承認	4①	
4	42①	ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可		法第18条第1項及び第2項、令第4条及び第5条、次官通達第八、長官通達3(1)ウ

(9) 河川法（昭和39年法律第167号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	20	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		令第12条、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日、建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記五1(1)、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達。以下この表において「課長通達」という。）記一1(1)
2	23	流水占用の許可		「河川法の施行について」（昭和40年3月29日建設事務次官通達。以下この表において「次官通達」という。）記9(1)、局長通達記五1(2)、局長通達記五1(2)、課長通達記一1(2)
3	24	土地占用の許可		「河川敷地の占用許可について」（昭和40年12月23日建設事務次官通達記9(2)、局長通達記五1(3)
4	25	土石等の採取の許可		次官通達記9(3)、「砂利等採取許可準則について」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）、局長通達記五1(4)
5	26①	工作物の新築等の許可		法第26条第2項及び第3項、令第15条の2及び第15条の3、局長通達記五1(5)、課長通達記一1(3)
6	27①	土地の掘削等の許可		法第27条第2項及び第3項、令第15条の4及び第16条、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成6年7月8日河川局長通達）、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成6年7月8日河川局水政課長、治水課長通達）、局長通達記五1(6)、課長通達記一1(4)
7	28	竹木の流送の許可等		「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和45年9月10日建設省河川局長通達）記一、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和45年10月7日建設省河川局水政課長通達）記第一及び第二、局長通達記五1(7)、課長通達記一1(5)
8	29①	河川管理上支障のある行為の許可		本条に基づく政令は令第16条の4から第16条の8まで、局長通達五1(8)、課長通達記一1(6)

9	29②	河川管理上支障のある行為の許可等（二級河川）		なし
10	30①	許可工作物の完成検査		ダム検査規程（昭和43年建設省令第2号）、局長通達記五1（9）、課長通達記－1（7）
11	30②	許可工作物の完成前の使用の承認		ダム検査規程、局長通達記五1（10）
12	34①	権利譲渡の承認		局長通達記五1（11）、課長通達－1（8）
－	42②	水利使用許可に伴う損失補償に係る裁定	3①（12）	
13	43①	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		法第43条第1項
14	47①	ダム操作規程の承認		「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月17日建設省河川局長通達）記4（1）
－	53③	渇水時の水利使用調整に関するあっせん等	3①（12）	
15	55①	河川保全区域内の行為の許可		令第34条、「堤内地の堤防付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日河川局治水課長通知）、局長通達記五1（12）、課長通達記－1（19）
16	57①	河川予定地内の行為の許可		令第35条、局長通達記五1（13）、課長通達記－1（10）
－	79①	指定区間の管理の認可	4①	
－	79②	二級河川の管理の認可	4①	
－	97②	審査請求	3①（15）	

(10) 河川法施行令（昭和40年政令第14号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	16の8	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可		「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和45年9月10日建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）記一、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和45年10月7日建設省河川局水政課長通達）記第七

(11) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
----	------	---------	------	----------

1	16	採取計画の認可		法第19条、「砂利等採取許可準則について」（昭和41年6月1日建設事務次官通達）「砂利採取計画認可準則について」（昭和43年10月2日通商産業省化学工業局長、建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。）
2	20①	採取計画の変更の認可		法第19条、第20条第4項、局長通達

(12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

No	根拠条項	許認可等の種類	適用除外	既存の基準の有無
1	7①	急傾斜地崩壊危険区域内の項の許可		法第7条第1項、令第2条、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行について」（昭和44年8月4日建設事務次官通達）記3、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河川局長通達）記五3(1)(1)

<凡例>

1. 「根拠条項」の欄は、当該法令における条項を表していること。
「根拠条項」の項の数字は、算用数字が条番号を、丸数字が項番号を表していること。
例えば、「7①」とは第7条第1項を表していること。また、「但」とは「ただし書き」を表しているものであること。
2. 「適用除外」の項は、行政手続法の適用除外の規定の適用の有無を示したものであること。したがって、例えば適用除外の欄に「3①(15)」と記載されているものは、当該条項が行政手続法第3条第1項第15号の規定に該当するものであり、審査基準の策定を要しないものであることを示しているものであること。
3. 「既存の基準の有無」の項については、この通達の発出時において、建設省河川局が把握している基準の有無を示したものであること。

(別紙2) 建設省河川局の所管する法令(他省庁と共管の法令を含む)における不利益処分一覧

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	8	原因行為者への工事施行命令		「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の策定等について」(平成6年9月30日、建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。)記六2(1)
2	16	原因行為者の工事費用負担命令	13②(4)	局長通達記六2(2)
3	18②	代執行費用の義務者からの徴収	13②(4)	なし
4	21	砂防に関する費用の不均一賦課	13②(4)	なし
5	22	土石・砂礫等の供給命令		施行規程第6条
6	29	許可の取消・原状回復命令等		局長通達記六2(3)
7	30	違反事実更正、損害予防設備命令		局長通達記六2(4)
8	36	間接強制(義務履行命令)		なし
9	36	間接強制(過料納付命令)	13②(4)	なし
10	37①	保証金の目的納付又は過料への充用	13②(4)	なし

(2) 水害予防組合法(明治41年法律第50号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	50②	非常災害時の業務従事命令	13②(1)	なし
2	81①	委員及び吏員の解職		なし

(3) 運河法(大正2年法律第16号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	3②	運河の設備の共用・変更の命令		なし
2	5	違法工事に対する匡正		なし
3	7②	運河使用規程の変更命令		なし
4	9	維持修繕命令		なし
5	17	免許の取消		法第17条

6	18	工事竣功前の効力消滅の場合の原状回復命令		なし
---	----	----------------------	--	----

(4) 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	10	水面利用施設に対する補償等の命令		なし
2	12①	埋立免許料の徴収	13②(4)	令第16条、第17条、第19条
3	30	災害防止に関する義務の賦課		法第30条
4	31	工事施行区域内の工作物の除去命令		法第31条
5	32①	埋立免許の取消、工作物の除去等		法第32条第1項
6	32②	違反行為更生後の補償命令	13②(4)	法第32条第2項
7	33	違反行為更正、損害予防施設命令		法第33条
8	36	免許埋立者への原状回復命令等		法第32条第1項

(5) 水防法 (昭和24年法律第193号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	3の3①	水防予防組合の廃止		法第3条の3第1項
2	17	居住者等への水防業務従事命令	13②(1)	なし

(6) 海岸法 (昭和31年法律第101号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	11	占用料、土砂採取料の徴収	13②(4)	規則第5条 「海岸法の施行について」(昭和31年11月10日付け農林事務次官、運輸事務次官及び建設事務次官通達)記第五
2	12①	占用許可の取消、行為中止命令等		法第12条第1項
3	12②	占用許可の取消、行為中止命令等		法第12条第2項
4	12⑥	補償費用の原因者への負担命令	13②(4)	法第12条第6項

5	16①	工事原因者への工事施行命令		なし
6	21①	海岸保全施設の改良、補修命令等		法第21条第1項
7	21②	海岸保全施設の改良、補修命令等		法第21条第2項
8	22①	漁業権の取消、行使の停止命令等		法第22条第1項
9	31①	工事原因者への費用負担命令	13②(4)	なし
10	32③	付帯工事費用の原因者負担命令	13②(4)	なし
11	33①	工事費用の受益者への負担命令	13②(4)	なし
12	35②	延滞金の徴収	13②(4)	規則第9条

(7) 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	7①	ダム使用权設定予定者への建設費用負担命令	13②(4)	令第1条の2から第6条まで、第8条第1項、第9条、規則第1条の2から第4条まで特定多目的ダム法施行令の費用負担に関する規定の運用に関する関係省庁の申合せ事項（昭和32年7月10日関係省庁事務次官申合せ。以下この表において「申合せ事項」という。）
2	9①	建設費用の受益者への負担命令	13②(4)	令第11条から第11条の5まで、申合せ事項1、特定多目的ダム法第9条第2項に基づく政令の運用に関する関係省庁の申合せ事項（昭和37年6月30日関係省庁事務次官申合せ。以下この用において「申合せ事項2」という。）、「特定多目的ダム法の施行について」（昭和32年10月24日建設事務次官通達。以下この表において「次官通達」という。）記4
3	10①	専用施設設置者への費用負担命令	13②(4)	法第10条第1項、令第12条から第14条まで、次官通達記4
4	24	ダム使用权の取消、変更処分		法第15条第2項、河川法第75条
5	25①	ダム使用权の譲渡命令		法第15条第2項、法25条第1項、河川法第75条
6	25②	ダム使用权の取消		法第15条第2項、法25条第1項、河川法第23条

7	27	ダム使用权設定予定者への納付金納付命令	13②(4)	令第15条
8	33	管理費用の負担命令	13②(4)	法第33条、令第19条及び附則第7項
9	35	特別の納付金の納付命令	13②(4)	法第35条 固定資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号) 第20条
10	36②	延滞金の徴収	13②(4)	法第36条第2項、規則第9条

(8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	14①	工事原因者への工事施行命令		なし
2	21①	許可の取消、原状回復命令等		法第21条第1項
3	21②	許可の取消、原状回復命令等		法第22条第2項
4	21⑤	損失補償額の原因者への負担命令	13②(4)	なし
5	23①	地すべり防止施設の改良命令等		法第23条第1項
6	23②	地すべり防止施設の改良命令等		法第23条第1項
7	25	避難のため立ち退くべきことの指示	13②(4)	なし
8	34①	工事原因者への負担命令	13②(4)	なし
9	35③	付帯工事費用の原因者負担命令	13②(4)	なし
10	36①	工事費用の受益者への負担命令	13②(4)	なし
11	38②	延滞金の徴収	13②(4)	法第32条第2項及び第3項

(9) 水資源開発公団法(昭和36年法律第128号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	28①	施設利用者からの負担金徴収	13②(4)	令第21条第2項
2	32⑤	延滞金の徴収	13②(4)	法第32条第5項

(10) 河川法（昭和39年法律第167号）

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	18	工事原因者に対する工事施行命令		なし
2	22②	洪水時等における業務従事命令	13②(1)	なし
3	31②	工作物用途廃止後の原状回復命令等		なし
4	32①	流水占用料等の徴収	13②(4)	令第18条 河川施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額（昭和50年8月1日建設省告示第1125号）
5	44①	河川の従前の機能の維持のための指示		令第24条 「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月7日建設省建河発第178号河川局長通達。以下この表において「ダム運用通達」という。）記2
6	47④	ダム操作規程の変更命令		法第47条第4項 ダム運用通達記4
7	52	洪水調整のための指示	13②(1)	ダム運用通達記5及び6
8	67	工事費用の原因者への負担命令	13②(4)	なし
9	68②	附帯工事費用の原因者負担命令	13②(4)	なし
10	70①	工事費用の受益者への費用負担命令	13②(4)	なし
11	70の2①	特別水利使用者負担金	13②(4)	法第70条の2第1項及び第2項 令第38条の3第1項及び第2項
12	74⑤	延滞金の徴収	13②(4)	法第74条第5項
13	75①	許可等の取消、工事中止命令等		法第75条第1項
14	75②	許可等の取消、工事中止命令等		法第75条第2項
15	76③	損失補償等の原因者への負担命令	13②(4)	法第76条第3項

(11) 河川法施行令（昭和40年政令第14号）

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	16の6②	河川の汚濁が著しい場合等		「河川法施行令の一部を改正する

		の措置命令		政令の運用及び解釈について」(昭和45年10月7日建設省河川局水政課長通達)記第五
--	--	-------	--	---

(12) 砂防採取法 (昭和43年法律第74号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	22	砂利採取計画の変更命令		法第19条
2	23①	砂利採取停止、災害防止措置命令		なし
3	23②	採取跡埋戻し等の災害防止措置命令		法第23条第2項 「砂利採取法の運用及び解釈について」(昭和43年8月29日通商産業省化学工業局長、建設省河川局長通達。以下この表において「局長通達」という。)第二十三条関係
4	26	砂利採取計画の認可取消等		局長通達第二十六条関係

(13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)

No	該当条項	処分の内容	適用除外	既存の基準の有無
1	8①	制限行為許可の取消等		法第8条第1項
2	10①	急傾斜崩壊防止工事の施行命令		法第8条第1項
3	10②	急傾斜崩壊防止工事の施行命令		法第10条第2項
4	23①	工事費用の受益者への負担命令	13②(4)	「急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金の制度の整備について」(平成3年12月25日建設省河傾発第81号)